

装技振第6613号
令和7年4月4日

長官官房各装備官
長官官房審議官
長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各部長
施設等機関の長

技術戦略部長
(公印省略)

防衛装備庁における職務発明に関する訓令の細部要領について（通知）

標記について、職務発明に関する訓令の実施要領について（装技振第5250号。令和4年3月31日。以下「通達」という。）第10項第2号の規定に基づき、下記とおり防衛装備庁における必要な細部事項を定めたので通知する。

記

1 用語の意義

この要領に掲げる用語の意義は通達に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 部長等 防衛装備庁の内部部局にあつては長官官房装備官、長官官房審議官又は部長、防衛装備庁の施設等機関にあつては研究所長又は試験場長をいう。
- (2) 発明者 職務発明に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第46号。以下「訓令」という。）第3条に規定する発明者をいう。

2 届出における細部事項

防衛装備庁の発明者（以下単に「発明者」という。）が、通達第3項第1号の規定による発明を防衛装備庁長官（以下「長官」という。）に届け出るときは部長等を通じて

行うものとする。

3 職務発明の認定における細部事項

- (1) 訓令第4条第1項に規定する審査は、技術戦略部技術振興官が行うものとする。
- (2) 長官が訓令第4条第1項に規定する職務発明の認定結果を通知するときは、部長等を通じて行うものとする。

4 特許出願の決定における細部事項

- (1) 発明者が通達第5項第1号の規定により長官に上申するときは、部長等を通じて行うものとする。
- (2) 長官が通達第5項第6号に規定する通知をするときは、部長等に対し行うものとする。

5 特許出願の審査における細部事項

- (1) 技術戦略部技術振興官は、通達第5項第3号の規定による審査において、同号イのうち装備品等に係る我が国の技術的優越の確保に支障を与える可能性の程度及び同号ウについて、装備政策部装備保全管理課長に照会するものとする。
- (2) 前号の規定は、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第15条第2項及び第16条第2項に規定する研究（学術的なものに限る。）によって得られた職務発明について、適用しない。

6 特許出願後における細部事項

長官が、訓令第11条に規定される拒絶査定等の通知、訓令第18条第1項に規定される特許権の設定登録を受けたときの通知を発明者にするときは、部長等を通じて行うものとする。